# じょうなんの丘



## 夏休みを安全に、有意義に

7月25日から8月23日までの夏休みが始まります。長期休業では、家庭での生活を中心として、自分で計画を立てたり、変更や調整を加えたりしながら活動することになりますが、場合によっては気が緩み、学習計画が遅れたり、生活リズムが乱れてしまうこともあります。毎日をしっかりと過ごし、楽しく、充実した夏休みにしましょう。

新型コロナウイルスはまだ治まっていません。また、インフルエンザの感染も報告されています。感染防止のため「こまめな手洗いうがい」「人込みではマスク着用」を心がけましょう。

### ☆ 夏休みの生活目標

- ・暑さに負けず、健康で規則正しい生活を送ろう。
- ・計画的に学習や部活動に取り組もう。
- ・家庭や地域の一員として、進んで役割を果たそう。
- ・感染症予防対策を継続して行おう。

#### 1 規則正しい生活について

「早寝・早起きをする」「三度の食事をしっかりと食べる」等、規則正しい生活を送ろう。

#### 2 学習について

- ・しっかりと計画を立て、毎日決めた時間、机に向かい継続的に学習に取り組もう。
- ・進んで読書をして、よい書物に親しもう。

#### 3 部活動への参加について

- ・こまめな水分補給で、熱中症を防ごう。
- ・3年生が参加するときは、顧問の先生や指導者の許可のもと、服装を整え、後輩の模範となり、これまで支えてくれた後輩や先生、指導者への感謝の気持ちをもって活動しよう。

#### 4 家庭での役割について

- ・家族の一員として、自分の役割や仕事を受けもとう。
- ・自分のできることは進んで家事を分担し、頼まれたことは最後までやり遂げよう。

#### 5 健康について

- ・規則正しい生活をして、健康の維持・増進に努めよう。
- ・虫歯など疾病異常のある人は、必ず休み中に治療しよう。

#### 6 地域での活動について

- ・公共の施設は、管理者の許可を受けて利用し、器物は大切に扱おう。
- ・公共のマナーを守ろう。(電車やバスの乗車マナー、公共の場所においての長時間にわたる座席の 独占、大声での会話、通行の妨害)

#### 7 外出について

- ・目的、行き先、同行者、帰宅時刻をはっきり告げて出かけよう。
- ・城端地区外へ出かける場合は、適切な服装で、身分を証明するもの(生徒手帳)を持参しよう。
- ・大型ショッピングセンターへは子供同士で行かない。(他校生徒とのトラブルに巻き込まれる可能 性があります)
- ・知らない人の誘いには絶対にのらないようにしよう。
- ・日没以降は外出しないようにしよう。 (外出が必要な場合は、保護者同伴が原則)

#### 8 安全について

- (1) 遊び・水の安全
  - ・悪いことや、危険なことへの誘いには、断わる勇気をもとう。
  - ・魚釣りには、二人以上で行こう。
  - ・プールや海では、監視の人の指示に従い、安全には十分に注意しよう。
- (2) インターネットの利用
  - ・インターネットの出会い系サイト、有害情報のサイトにはアクセスしないこと。
  - ・保護者の承諾なしに、ゲームの課金を行わないこと。
  - ・メールやインターネット上でお金や個人情報等について、だまし取られるような事件が続発してい ます。お金をやりとりしたり、**自分の住所や電話番号、メールアドレス等を公表したりしない**よう にしましょう。
  - ・悪意のあるメールを送ったり、SNSに他人の悪口や個人情報を書き込んだりしないこと。相手か ら訴えられたり、将来の自分に不利になったりすることがあります。社会のルールやエチケットを 守って利用しましょう。
- (3)交通安全
- ・交通ルールやマナーを守り、大切な命を守りましょう。
- (4) 万が一、交通事故にあった場合の対応
  - ・警察、保護者、学校へ連絡してもらう。(運転者に依頼、やむを得ない場合は本人)
- ・相手の連絡先、車種、車のナンバー等を確認する。
- ・その場で「大丈夫です」と言わない。
- ・医者に連れて行くと言われても車に乗らない。(保護者か救急車を呼んでもらう)

#### 9 休み中の登校について

- (1) 相談や質問、部活動等で登校したときには、次のことを守ろう。
  - ・職員室の当番の先生に登校理由を申し出て、許可を受けてから活動を始める。(『休業中の活動届』 に記入する。部活動の場合は部長が行うこと)
  - ・後始末、掃除、戸締りをきちんと行う。
- (2) 部活動では、部長会で決まったことを守る。
- (3) 交通安全を心がけて登校する。(危険が予測される場合は、無理に乗らない)

#### 次のことは、絶対にしてはいけません。

- ・有害なサイトへのアクセス、誹謗中傷や不適切な情報等の掲載
- ・不良行為・犯罪行為・交通違反 (万引き、窃盗、喫煙、飲酒、家出、不純異性交友、自転車の二人乗り等)
- ・友人間での物の売買、金銭の貸し借り
- ・危険な遊び(シンナー、子供だけの花火、道路上での危険な遊び等)
- ・深夜徘徊、友人宅での外泊
  - (夜11時~翌朝4時までの子供だけの外出は条例で補導されます)
- ・ゲームコーナー、カラオケハウス等への出入り (法律及び条例で保護者同伴でも午後10時以降は出入りできません)

#### 学校に連絡しなければいけないこと

- 家族の不幸や事故が発生した場合。
- ・補導員に補導された場合。
- ・学割を希望する場合は、発行交付申請書(事務室・ホームページでダウンロード) を学年担当 の先生に提出する。(少なくとも1週間前までに申請)

・不良図書や年齢制限のある映画を閲覧・鑑賞(違法行為) ・入院を要する病気やけが、感染症の罹患等が発生した場合